

【事案Ⅱ－５】後遺障害共済金請求

・ 平成 24 年 6 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人の配偶者である被共済者が、転倒により寝たきり状態に陥るという重度の後遺障害を負ったが、被申立人は非常に低位の身体障害として認定し支払割合 10%の共済金しか支払わないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、被共済者が身体障害者等級別支払割合表の第 6 級 4「せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの」(支払割合 60%)及び第 12 級 5「鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの」(支払割合 10%)に該当するため、併合により 5 級(支払割合 70%)となるので、300 万円(災害障害共済金 350 万円から既払分 50 万円を引いた残額)を支払えとの判断を求める。

- (1) 申立人の配偶者である被共済者が平成 21 年 12 月に自宅敷地内玄関先で転倒、M 整形外科に約 4 カ月半入院し、その後の通院治療もおもわしくなく O 整形外科に転院治療を受けるも回復せず回復の見込みなしとの診断を受けた。毎日が寝たきり老人の姿で天井を眺めている状態である。
- (2) 後遺障害診断書を取得し 23 年 2 月に被申立人に請求したが、被申立人より 3 月に 12 級の 12 の神経系統の障害に該当するため身体障害支払割合 10%の 50 万円が支払われた。
- (3) 5 月 O 病院 M 医師に痛みの原因について聞いたところ「せき柱に著しい変形または運動障害を残すもので痛みがあり、診断書にも骨盤骨折後の偽関節としており、12 級の 12 の判断は誤りであり 6 級の 4 に適合するのではないか。」との説明を聞いた。この内容、CD-ROM および CT のプリント図示したもの等により再三被申立人に対して再審査請求を挙げたが、認めてもらえなかった。
- (4) 他の保険会社の同様の保険では、被申立人同様当初は 12 級相当との判断であったが、主治医への再調査の結果、労災等級 6 級 4 で 40%12 級 5 で 10%の合計 50%の後遺障害と判断してもらっている。再調査らしい被申立人とは大きな違いである。
- (5) なお、介護保険で要介護状態 3、身体障害者手帳 2 級の認定を受けている。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求を棄却するとの判断を求める。

(1) 平成 22 年 1 月、被共済者は、玄関より出て門に行く石段より足を踏み外し転げ落ち、腰を強く打ち転倒し、M 整形外科病院で入院治療を行った。平成 23 年 2 月に共済金請求書等および O 病院発行の後遺障害診断書（平成 23 年 2 月付）を受け付けた。

(2) 後遺障害診断書の疾病・外傷名「骨盤骨折後偽関節」、症状の状態は以下のとおりであり等級の認定は、「身体障害等級別支払割合表」に基づき第 12 級の 12 号（局部にがん固な神経症状を残すもの）に該当すると判断し、災害障害共済金 50 万円を支払った。

① 神経系統の機能に関する症状・所見…「神経学的な異常はないが骨盤骨折後偽関節の状態。立位、座位の保持が不能。」、実施した検査および具体的な検査所見…「X P・C T：骨盤骨折後偽関節（他覚的所見：有）」

② 変形障害…「せき柱・体幹骨：レントゲン写真でわかる程度」

③ その他特徴的なこと…「座位、立位で骨盤の激しい痛みあり。麻痺はない。」

(3) せき柱および体幹骨の変形障害は、せき柱については、変形の程度について「レントゲン写真でわかる程度」とされているものの、せき椎圧迫骨折等の所見はないので 11 級 5 の認定基準に該当しない。

体幹骨（骨盤骨）については、変形の程度について「レントゲン写真でわかる程度」とされ、基準では「裸体となったとき、変形が明らかにわかる程度のもの」となっているが、本件は身体の変形が明らかではないため、12 級の 5 の認定基準には該当しない。

(4) 「障害認定必携」のその他の体幹骨の障害についての解説では「骨盤骨には、仙骨を含め、尾骨は除くものと取り扱う。」と規定し、また、「障害等級表上の「せき柱」の障害とは、頸部及び体幹の支持機能ないし保持機能及びその運動機能に着目したものであることから、これらの機能を有していない仙骨及び尾骨については、「せき柱」には含まないものである。」と規定している。

提出された後遺障害診断書では恥骨（骨盤骨）以外に確認できる変形等の障害が残存していない。これらのことから申立人より要請のあった医師等への調査については、提出された後遺障害診断書から障害の等級の認定は可能であり、不要と判断した。

(5) なお、他社の保険、介護保険、身体障害者手帳の取り扱いは、制度趣旨、約款等の異なるものであり、採用することはできない

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、下記理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 後遺障害診断書によれば、原因となった疾病・外傷名「骨盤骨折後偽関節」による骨盤の激しい痛みがあるということなので、これは「障害認定必携」の「局部の神経系統の障害」の項目にしか該当しないことは明らかである。
- (2) 被申立人は、被共済者の障害が身体障害等級別支払割合表の第6級4「せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの」である、と主張するので、被共済者の「骨盤骨折後偽関節」による痛みが、これに該当するのについて検討した。すなわち、骨盤骨折による偽関節が、せき柱に著しい変形又は運動障害を残すものに該当するか否かであるが、本件の障害部位である体幹骨（骨盤骨）について、変形の程度は後遺障害診断書によれば「レントゲン写真でわかる程度」となっており、裸体となったとき変形が明らかに分かる程度のものではないため、「鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの」としての第12級5には該当しない。
- (3) また、本件被共済者の障害部位は骨盤骨の恥骨と仙骨であり、恥骨がせき柱に含まれないことは明らかだが、仙骨は解剖学上せき柱の一部であると伴に骨盤骨の一部をもなしている。しかし、障害認定必携によれば、仙骨及び尾骨については、「せき柱」には含まない取り扱いをしている。これは、障害等級表上の「せき柱」の障害とは、頸部及び体幹の支持機能ないし保持機能及びその運動機能に着目したものであることから、これらの機能を有しない仙骨及び尾骨については、「せき柱」には含まないことにしたものである。
- (4) したがって、本件の被共済者の骨盤骨折後偽関節による骨盤の激しい痛みについては 等級表の第12級の12（局部にがん固な神経症状を残すもの）に該当する。